

「学校いじめ防止等の基本方針」(いじめ対応マニュアル)

須坂市立須坂小学校

1. いじめについての共通理解

いじめについては、「いじめ防止対策推進法」に基づいて、文部科学大臣が決定した「いじめ防止等の基本的な方針」(平成25年10月11日 最終改訂平成29年3月14日)に示された通りに対応することとする。次の4点を十分に理解し、対応を進める。

(1) いじめの定義 (「いじめ防止対策推進法」による定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめは学校における最重要課題のひとつである。

一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。

(3) いじめは人間として絶対許されない卑怯な行為である。

いじめられている子どもを必ず守るという強い意識をもつ。

(4) いじめは、どの学校でも、どの子どもでも起こる可能性があるという認識を持つ。

友達同士でふざけ合っていたり、からかったりする現象、あるいはただのけんかだと思われるような場合でも、どちらかが嫌な思いをしている場合はいじめが起きているのではないかという予測を持つことが大事である。

人前で行われない陰湿さがいじめの特徴であることを理解し、子どもたちの声や作文、保護者や地域の声を敏感にキャッチするように心がける。

いじめの様態には次のような物がある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

2. いじめの未然防止

人権学習の充実	なかよし旬間の設定	職員研修
・人権教育計画に沿った教科、道徳、特活(人権教育年間計画参照)	・児童会企画による交流活動 ・ポスター、標語作り ・各学級での取り組み(なかよし郵便等)	・児童理解に関すること ・いじめの事例に学ぶ ・チェックリストの利用法 ・学級経営に関すること

3. いじめの早期発見

(1) 児童の様子を観察する

下記のいじめのサインが学級や学校生活の中で見られないか常に観察を継続する。気になる児童については、校長・教頭・学年主任・生徒指導係（いじめ・不登校対策委員会）への報告を行い、面談で様子を把握する。

- ① 表情や態度：沈んだ表情。口をききたがらない。わざとはしゃぐ。ぼんやりした状態である。視線を合わせるのを嫌う等。
- ② 服装：シャツやズボンが破れている。ボタンが取れている。服に靴の跡がついている等。
- ③ 身体：顔や身体に傷やあさができている。マジックで身体へのいたざら書き。登校時に身体の不調を訴えたり、顔がむくんでいたり青白い等。
- ④ 行動：ぼつんと一人であることが多い。急に学習意欲が低下。忘れ物が多くなる。特定のグループと行動するようになる。使い走りをさせられる。プロレスの技を仕掛けられる等。
- ⑤ 持ち物：持ち物がしばしば隠される。持ち物に落書きされる。必要以上のお金を持っている等。
- ⑥ 周囲の様子：人格を無視したあだ名をつけられる。よくからかわれたり無視されたりする。発言に爆笑が起きる等。

(2) 一月ごとにチェックリストで子どもたちの様子を振り返る。気になる児童については学校長・教頭・学年主任・生徒指導係（いじめ・不登校対策委員会）への報告を行い、面談で様子を把握する。

<チェックリストの例>

- 遅刻・欠席が増える。
- 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 表情がさえず、うつむきがちになる。
- 出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
- 忘れ物が多くなる。
- 用具・机・椅子等が散乱している。
- 周囲が何となくざわついている。
- 一人だけ遅れて教室に入る。
- 席を替えられている。
- 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
- 保健室によく行くようになる。
- グループ分けで孤立しがちである。
- 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。
- 教室や図書室で一人である。
- 今まで一緒だったグループからはずれている。
- 訳もなく階段や廊下を歩いていたたり、用もないのに職員室に来たりする。
- 友だちと一緒にでも表情が暗い。オドオドした様子で友達についていく。
- 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたたりする。
- 机を寄せて席を作ろうとしない。

- その子どもが配膳すると嫌がられる。
- 食べ物にいたずらされる。(盛り付けをしない。わざと多く盛り付ける)
- 食欲がない。
- 笑顔が無く、黙って食べている。
- その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
- その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
- 他の子どもと一人離れて掃除している。
- みな嫌がる分担をいつもしている。
- 目の前にごみを捨てられる。
- 下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
- みんなの持ち物を持たされている。
- 通常の通学路を通らずに帰宅する。
- 靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。
- 教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
- 叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
- 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
- 教師と視線を合わさない。話すときに不安そうな表情をする。
- 宿題や集金などの提出が遅れる。
- 刃物など、危険なものを所持する。

(3) アンケート調査

- ① 年2回(6月・11月)、市教委の様式に沿った「いじめに関するアンケート調査」を実施し、各担任が結果を集計し、いじめの実態を把握する。
- ② 緊急を要する案件には、担任から校長・教頭・学年主任・生徒指導係(いじめ・不登校対策委員会)への報告を行い、関係する児童らへの面談をして事実関係を把握する。
- ③ 全学年の集計は教頭が行い、気になる記述については、担任に事実確認をしてもらうよう依頼する。

以上については、全職員で共通認識を行うために、職員会でアンケートの結果と追加調査について報告する。

(4) 子どもの日記・作文・つぶやき・直接の訴え、保護者・地域の情報に耳を傾ける。

- ① 毎日書かせている生活記録、作文等でいじめに関する記述がないか確認する。
- ② 全職員で児童の様子を観察し、気になったことを担任に、その日のうちに報告する。
- ③ 学期に一度「子どもとむき合う時間週間」を設定し、担任が一人一人の子どもとじっくり話す時間をとる。
- ④ 保護者や地域からの電話・メール・直接の訴えや報告は真摯に受け止め、対応する。
- ⑤ 学年会、教務学年主任会、職員会の中で、生徒指導に関する情報交換を必ずとるようにする。
- ⑥ 緊急を要する案件には、担任から校長・教頭・学年主任・生徒指導係(いじめ・不登校対策委員会)への報告を行い、関係する児童らへの面談をして事実関係を把握する。

4. いじめの対応の流れ

- | | |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) いじめの発見 | <ul style="list-style-type: none">・ 日常の観察 ・ アンケート ・ 生活記録 ・ 作文 ・ 本人からの訴え・ 保護者の訴え(電話・メール・連絡帳) ・ 地域からの情報・ 子どもたちからの報告 ・ チェックリスト ・ 会議等での情報交換・ 職員間の日常会話 |
| (2) 報 告 | <ul style="list-style-type: none">・ 気になる情報をつかんだら、学年主任・教頭・校長・生徒指導係に報告と相談をする。まずは、学年会・連絡年会で内容を確認し、教頭と生徒指導係へ報告。教頭は、報告の内容を校長に報告する。あるいは詳細の報告のため、担任が直接校長に報告する。 |
| (3) 事 実 確 認 | <ul style="list-style-type: none">・ 最初に被害児童と面談を行い、共感的な立場で安心させながら話を聞く。その後、加害児童と面談し被害児童の話の内容をもとに、決めつけの態度にならないよう、しかし白黒はつきりさせながら事実確認をし、時系列で内容をまとめる。食い違いがあるときは、両者を同席させながら話を合わせることも費用である。 |
| (4) 対 応 協 議 | <ul style="list-style-type: none">・ いじめ対策委員会を立ち上げ、主任の進行により①いじめの内容の報告(資料) ②担任・学年としての対策・方針 ③内容についての質問 ④意見交換 ⑤対策・方針の決定 を行う。会議の内容は、職員朝会、職員会で報告し、全職員で共通理解する。 |
| (5) 当事者への指導 | <ul style="list-style-type: none">・ いじめ対策委員会の決定を受け、当事者への指導を行う。被害者の気持ちを十分考慮し、両者の関係を改善すること、場合によっては関係を切る対応もある。決定の内容によっては、保護者への報告と協力依頼、外部機関への協力依頼も行う。 |
| (6) 全 体 指 導 | <ul style="list-style-type: none">・ 指導は当事者のみならず、はやし立てた者、無関心だった者も含め、児童全体へ、再発防止のための指導を行う。・ 道徳による心の教育・保健教育による命の大切さ・児童が仲良くなるための交流活動等に力を入れていく。 |

5. いじめの解決

いじめの解決のためには、第3者の助けや協力が必要である。いじめの状況をしっかり把握し、いじめ対策委員会で、解決のための協議を行ったうえで、友達・保護者・教職員の他、場合によっては、カウンセラー、教育委員会、警察、医療機関等々、外部機関の要請もしていく。協議する場合には、

- ⑦ いじめを受けた児童の立場を何よりも優先したうえでの対応を考える。
- ⑧ いじめた児童への心に響く指導をすることで、関係の改善を図る。
- ⑨ 状況によっては、いじめの背景となっている原因を排除するために強い措置をとることも検討する。
- ⑩ 当事者のみならず、他の児童への全体指導も含め、再発防止に最善を尽くす。
- ⑪ 継続して、いじめを受けた児童、いじめた児童についての観察をしていく。